「被災原発」女川原発の再稼働！
事故があっても逃げられない！

10.29女川原発ゲート前抗議行動

東北電力本社前抗議行動

2025.1.20院内集会資料

11．27仙台高裁　差止請求を棄却

① 「本件避難計画は、原子力災害対策指針に照らし（一応）の合理性がある」
② 『深層防護』に関しては「それぞれの防護措置が補完し合い、防護レベル全体として効果が期待されれば良いもの」と防護レベルの独立性を否定する判断。
③ 「検査場所の開設困難」について「事態に応じて臨機応変に決定すれば良い」と控訴人の証拠や主張を全く無視したもの。「バスの確保」も同様。
④ 避難計画の措置については実効性がないと主張するのであれば「放射性物質の異常な放出の具体的な内容を示せ」と立証不可能なことを求めて、「運転差止を命ずるに当る立証がない」として棄却。

「避難計画に定める防護措置が適切に講じられていなければ（実効性に欠く場合）は、運転差止の要件になる」と、門前払いした一審判決と異なり、避難計画に踏み込み、その「判断基準」を示しました。

上告は、断念。
全国の裁判にこの判断基準を活かしてもらうために！

2025年1月25日（土）13時30分～15時30分（参加費無料）

控訴審判決報告＆講演会

（※ZOOMで参加できます。ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ ID:869 2846 1921　ﾊﾟｽｺｰﾄﾞ:809317）

主催：女川原発再稼働差止訴訟原告団
場所：石巻市防災センター（石巻市役所東隣）

（連絡先：日野090-7932-4291）

報告：「控訴審判決報告と解説」小野寺信一弁護団長
講演：「全国情勢と女川原発再稼働差止控訴審判決」海渡雄一弁護士

【講師：海渡雄一弁護士】

1981年から32年間労働事件、原発訴訟などの環境事件、監獄訴訟などの人権事件に携わってきた。これ以外にもたくさんの市民事件や航空機事故に伴う損害賠償事件や欠陥住宅事件なども多数担当。

上記事件の弁護を通じて、憲法に保障された基本的人権を実現することが弁護士の役割だと信じて仕事をきた。

福島原発事故を未然に防ぐことができなかったことは痛恨の極みで、今は原発事故の被害の実態を明らかにし、再稼働を止めるための訴訟に取り組んでいる。

また、弁護士として見過ごすことのできない、盗聴法や依頼者密告制度、共謀罪、さらには最近では秘密保全法制の問題などにも取り組んでいる。

2010年4月から約2年間、宇都宮健児会長の下で、日弁連事務総長として働き、弁護士会の事務局を支えてきた。

（東京共同法律事務所ＨＰ自己紹介より抜粋）

危険な原発の運転を止めるために頑張ります！

上告断念は、苦渋の選択、名誉ある撤退とご理解を！

女川原発再稼働差止訴訟原告団

11.27報告集会「民の声新聞より転載」

11・27仙台高裁判決は、内容的には「地域原子力協議会で検討されていなかったとしても」「臨機応変でいい」確実性が検証されていない「屋内退避」や「段階的避難」だから問題ないという趣旨の全く容認しがたいものです。

私たちは、再稼働差止を勝ち取ることは出来ませんでしたが、同時にこの判決で注目しなくてはならないのは、第一審で「原告において事故発生を立証せよ」という到底納得できない判決理由は踏襲できず、「避難計画に不備がある場合には、再稼働を止める理由となりうる」との判断基準を明示させたことにあります。

全国で類似の裁判が闘われており、脱原発弁護団全国連絡会との協議では、東海第二原発をはじめ各地から「上告して棄却されれば全国の闘いが壊滅的になる」「（上告せず）判例として活用させて欲しい」との声が大ないことにより、「11・27仙台高裁判決」として確定し、先例として全国の闘いで生かすことが出来ます。もちろん私たちがこれを活用して新たに裁判を起こすこともできます。私たちはこの意見を受けて検討し、苦渋の決断をした次第です。

今回、私たちは、最高裁への上告を断念しましたが、これは、今、東海第二原発差止訴訟をはじめ各地で私たちと同様に「避難計画の実効性」を争点にして闘っている訴訟団への連帯の意思表示でもあります。

11月27日の判決期日には、県内外から傍聴の抽選漏れが50人余も生じ、報告集会には150人余の参集を頂き、5台のテレビカメラをはじめ多数の報道関係者など、大きなご支援と関心を寄せて頂いた上での決断でありました。でもやはり原発を止める闘いは全国の連携した闘いの中で勝ち取らなくてはなりません。

私たち原告団は、1月25日の報告集会をもって解散することにしておりますが、女川原発の運転を止めるために引き続き全力で頑張っていく決意です。

仮処分裁判以来足かけ6年の間のご支援に衷心より感謝申し上げますとともに、今後とも原発廃炉に向けて頑張り抜きましょう！

避難計画焦点に、女川原発再稼働ストップの裁判を始めました！

原告団ニュース

2024年12月25日　第22号(最終号)
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

11.27仙台控訴審判決…控訴棄却

控訴審判決の報告

女川原発差止訴訟弁護団
弁護士　松浦健太郎

1　控訴棄却の判決

2024年11月27日（水）14時半から、仙台高等裁判所において、女川原発差し止め訴訟控訴審判決が下されました。

結論としては、控訴を棄却するというものでした。

この控訴審判決の概要、そして上告をしないこととしたこと、及びその理由について報告いたします。

2　控訴審判決の概要

（1）主張立証責任について

まず、控訴審判決では、主張立証責任について、控訴人らに、避難計画の実効性が欠けること、それにより人格権侵害の危険があることの主張立証責任（裁判で主張し、証拠によって証明できないと、その主張が認められない、という責任）があることを確認しました。

もっとも、人格権侵害の危険については、避難計画に定める防護措置が適切に講じられないとき（女川地域原子力防災協議会等の判断につき看過し難い過誤・欠落がある場合）には、人格権侵害の具体的危険があると事実上推定される（具体的危険がないと被告が証明しないといけなくなる）との規範を示しました。この規範は、ひとまず控訴人らの証明すべき事項が、避難計画の実効性のなさに限定されることを意味します。

（2）避難計画の実効性について

深層防護の考え方については、控訴人らとしては第5層（避難計画）を独立して判断すべきと主張していましたが、控訴審判決では、複数の防護レベルで全体として効果が期待されればよい旨の判断をしました。この判断は、原子力規制委員会の見解と矛盾するものですし、第5層の防護措置の不十分さを他の層の防護策によって補うとする点で、第5層の防護措置の不十分さを覆い隠すようなものです。

また、控訴審判決は、第5レベルの防災対策のあり方として、いかなる態様の事故にも対応できる防護策は求められていない、かえって控訴人らが、一斉避難を余儀なくされる事象や避難経路が利用不可能な事象等の、避難計画では対処できない事象が発生する具体的な蓋然性を主張立証すべきともしました。しかし、このような判断は、原発事故は予測不可能なものが起こりうるものであることを無視し、不可能な立証を求めたものであります。

（3）女川地域原子力防災協議会の判断過程の過誤欠落について

この点については、控訴審判決は、避難計画は、避難を要する事象に応じて、その対処を臨機応変に決定し、段階的に避難を実施することを想定している、控訴人らが主張する避難計画の実効性の不備理由（バス確保、検査所運営の準備検討不十分、渋滞対策等）についても、実際に発生した異常事態の態様などが明らかになった時点で決定され、検査所の開設困難になれば、臨機応変に前払いの一審判決と異なり、避難計画の内容に踏み込んでいます。避難計画を争点とする他の訴訟も、一審判決と同様の判決を数多く受けている中で、仙台高裁が避難計画の内容に踏み込み、かつ、判断基準まで示して出したことは注目に値し、他の訴訟にとって有益であります。

また、上告受理の申立をすれば、現存の最高裁の状況からして、門前払いの一審判決に戻る可能性を否定できません。その場合、避難者からの訴えを棄却した最高裁の令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟に下級審が例外なくひれ伏している状況に鑑み、避難計画を争点としている他の訴訟に壊滅的な悪影響を与える可能性があります。

このような理由により、上記決断をしました。

3　上告をしない決断について

原告団と弁護団は、上告をしない決断をしました。

本判決は、避難計画に全く踏み込まなかった門前払いの一審判決と異なり、避難計画の内容に踏み込んでいます。避難計画を争点とする他の訴訟に全く踏み込まなかった門前払いの一審判決と異なり、避難計画の内容に踏み込んでいます。避難計画を争点とする他の訴訟に

声　明　文

2024年11月27日
女川原発再稼働差止訴訟原告団
同　　弁護団

本判決は、避難計画について、全く踏み込まなかった一審判決とは異なり、避難計画の内容に踏み込んだ点は評価できる。しかし、以下の点で不当である。

1　深層防護は、他の防護措置とは独立して効果をあげるべきものであるにもかかわらず、本判決では、複数の防護レベルで全体としての効果が期待されればよい旨の判断をした。かかる判断は、「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというが、防災に対する備えとしての基本である」との規制委員会の判断を否定するものである。

2　続いて、本判決は、第5レベルの防護措置に求められる防護の効果をあげられないというためには、一斉避難をしなければならないような放射性物質の異常な放出の具体的な機序や態様を特定することを求めている。しかし、これでは、予測不可能な事故が起こりうることを無視している。不可能な立証を求めたものである。

3　6頁目以下は、我々が重点を置いて主張した避難場所の開設困難、バス輸送の確保ができないことについて判断したものである。

避難場所の開設困難については要するに臨機応変に決定すればよいとの判断であった。しかし、そもそも我々は、どのような事故であっても開設が困難であると主張・立証してきたのであり、本判決の判断は、証拠を無視した判断であると言わざるを得ない。

バス輸送の確保ができないことはそれを認めるに足りる的確な証拠はないと判断した。しかし、この点は我々は充分に主張、立証してきた。逆に、本判決は、バス協会と協定を締結した、市職員が添乗する旨述べているが、協定の実行不能であること、添乗員の確保が非常に困難であることなどは充分に立証しており、証拠を無視した判断である。

UPZ内住民の一時移転等①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、宮城県及び県内市町村が、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、宮城県は県内市町村と調整して、他の避難先の調整を行う。
- 宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。

避難元
(7市町)

UPZ内
人口
185,565人

✓ 自家用車で避難する者 → **避難退域時検査場所**

一時集合場所

宮城県、関係市町が手配した車両（ﾊﾞｽ等）で避難先まで移動するために、一時的な集合場所として活用

＜利用対象者＞
✓ ﾊﾞｽにより避難する住民
✓ 避難可能な在宅の避難行動要支援者のうち車両（ﾊﾞｽ等）で避難する者

→ **避難退域時検査場所**

✓ 車両等の検査
✓ 簡易除染の実施（必要に応じ）

→ **避難所受付ｽﾃｰｼｮﾝ※**

✓ 避難先に移動するための受付等を実施

※避難支援ｱﾌﾟﾘで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ｽﾃｰｼｮﾝを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

→ **避難先**

宮城県内で437施設を確保

受入可能人数
231,536人

PAZ内における避難体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行い、宮城県は住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。また、宮城県、女川町及び石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、女川町及び石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等は避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に避難を指示。自家用車等で避難する住民は避難先へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難先へ移動する。

避難元（女川町）
PAZ内人口 458人

避難元（石巻市）
PAZ内人口 490人

✓ 自家用車等で避難する住民

一時集合場所（女川町10箇所、石巻市8箇所）

宮城県が手配した車両（バス）等で避難所受付ステーション又は避難先まで移動するために、一時的な集合場所として活用

＜利用対象者＞
- ✓ バス等により避難する住民
- ✓ 避難可能な在宅の避難行動要支援者のうちバス等で避難する者
- ✓ 小学校の児童（一時集合場所である小学校から避難する場合）

✓ 自家用車で避難する住民

避難所受付ステーション※

女川町：栗原市若柳総合体育館

石巻市：宮城県大崎合同庁舎

✓ 避難先に移動するための受付等を実施

女川町避難先

栗原市
高清水小学校、高清水体育センター、志波姫中学校

石巻市避難先

大崎市
岩出山小学校
岩出山中学校

✓ 児童の保護者への引渡しを実施

※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

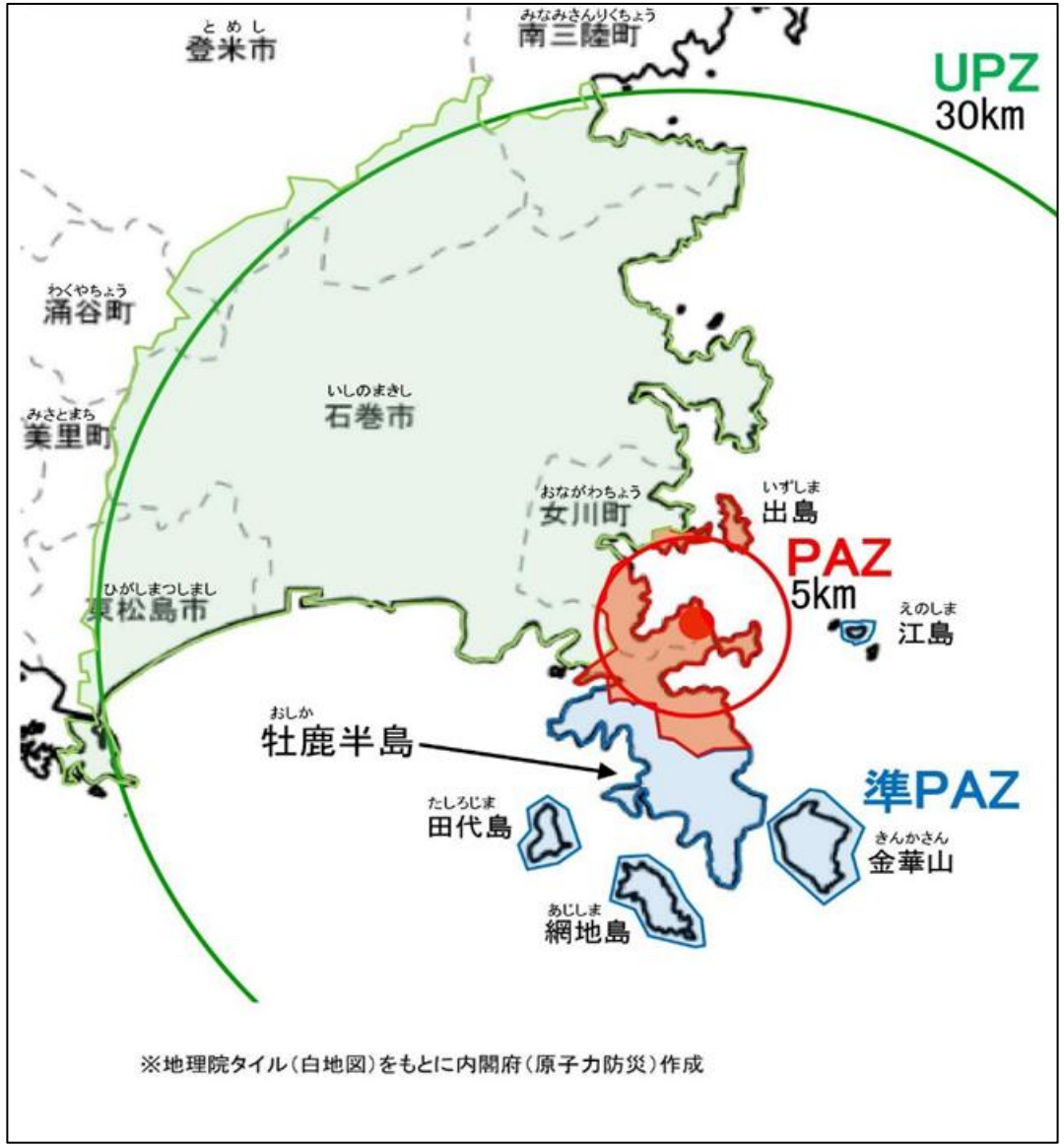
登米市
南三陸町
UPZ
30km
涌谷町
美里町
石巻市
女川町
出島
PAZ
5km
東松島市
江島
牡鹿半島
準PAZ
田代島
金華山
網地島
※地理院タイル（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

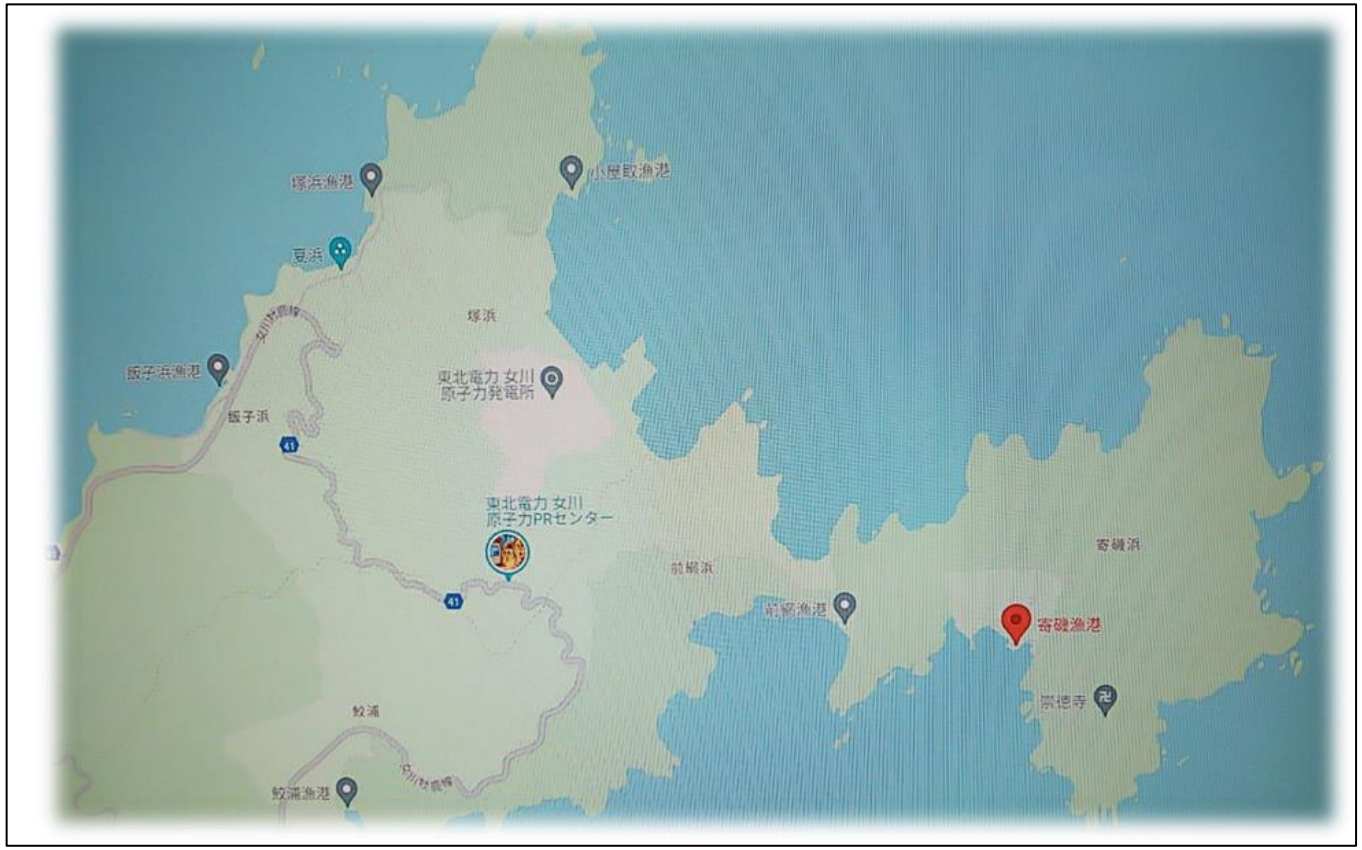
塚浜漁港
小屋取漁港
豆浜
塚浜
飯子浜漁港
東北電力 女川
原子力発電所
飯子浜
東北電力 女川
原子力PRセンター
前網浜
寄磯浜
前網漁港
寄磯漁港
宗徳寺
鮫浦
鮫浦漁港

第二種 寄磯漁港
所在地：牡鹿町寄磯浜地先
管理者：宮 城 県
水産林業部漁港課
石巻漁港事務所
所管庁：水 産 庁
原発反対
寄磯実業団

原発反対
寄磯実業団

女川地域の緊急時対応（概要版）　⑤女川地域の実状に応じた対策

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

1．PAZにおける対応

- 女川町及び石巻市で避難が必要となった場合には、陸路による避難を実施。なお、女川町の出島（いでしま）については女川港へ海路により移動した後、陸路による避難を実施。
- 自然災害により予定していた経路による避難が実施できない場合は、迂回する陸路による避難や海路等といった避難を実施。
- いずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。

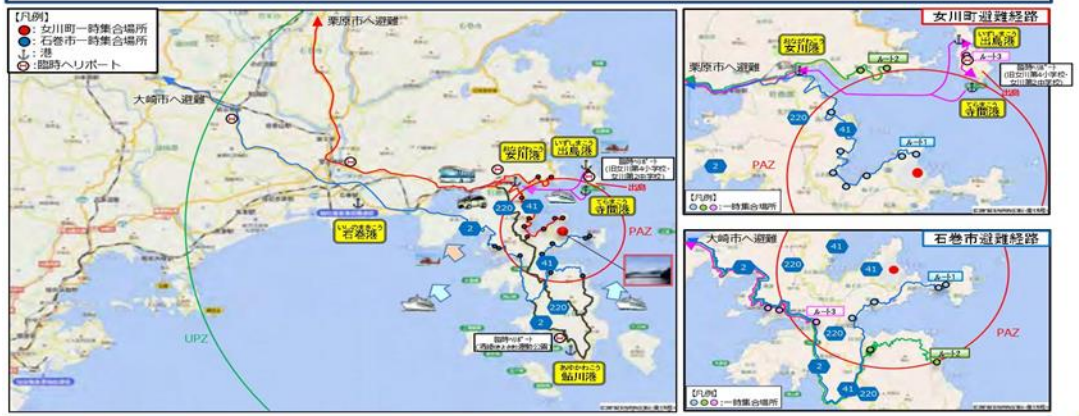

2．準PAZ（牡鹿半島）における対応

- 避難が必要となった場合には陸路による避難を実施。
- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路等による避難を実施。
- 陸路による避難ができず、悪天候等により海路による避難も困難な場合は、天候等が回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。

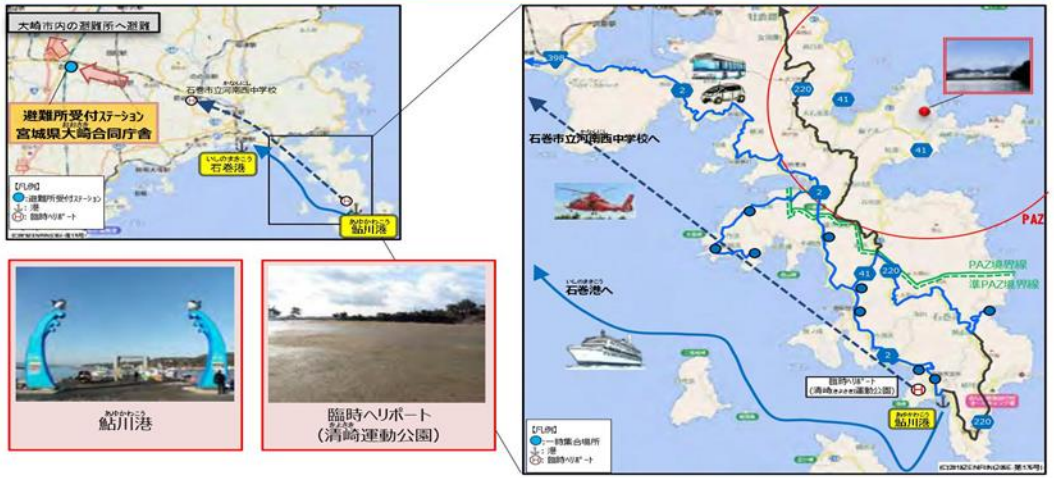

3．準PAZ（離島）における対応

- 島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

4．津波との複合災害時における対応

- 津波との複合災害時（津波警報または大津波警報の発表時）では、津波による人命へのリスクを回避するため、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波に対する安全が確保できる場合は、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞

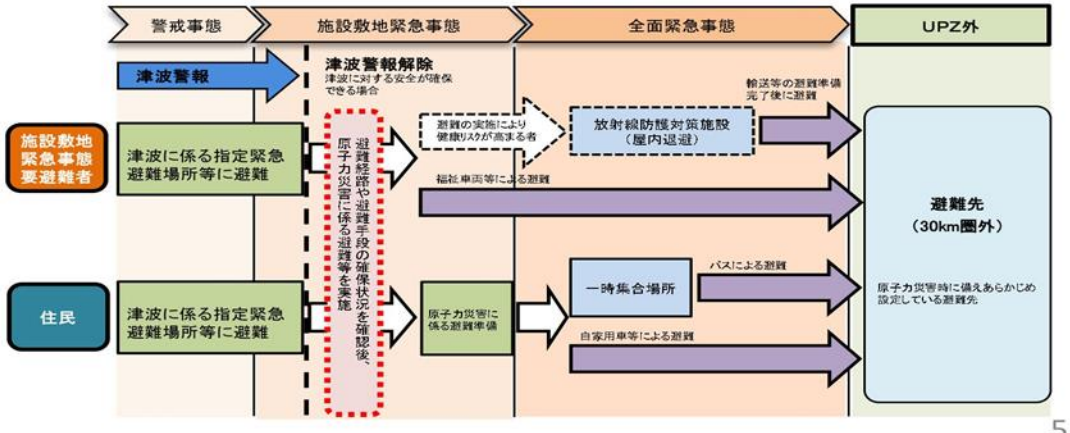

4．1　発電所への避難者受け入れ

避難者受入期間
H23．3．11～H23．6．6
最多避難者数
364名（3／14）

凡例 :H23.3.14時点の（ 避難者数 ／ 住人数 ）
× ：震災直後の道路寸断箇所
（その他寸断箇所多数あり）

事故で止まるか！みんなで止めるか！

事故があっても、逃げられない！

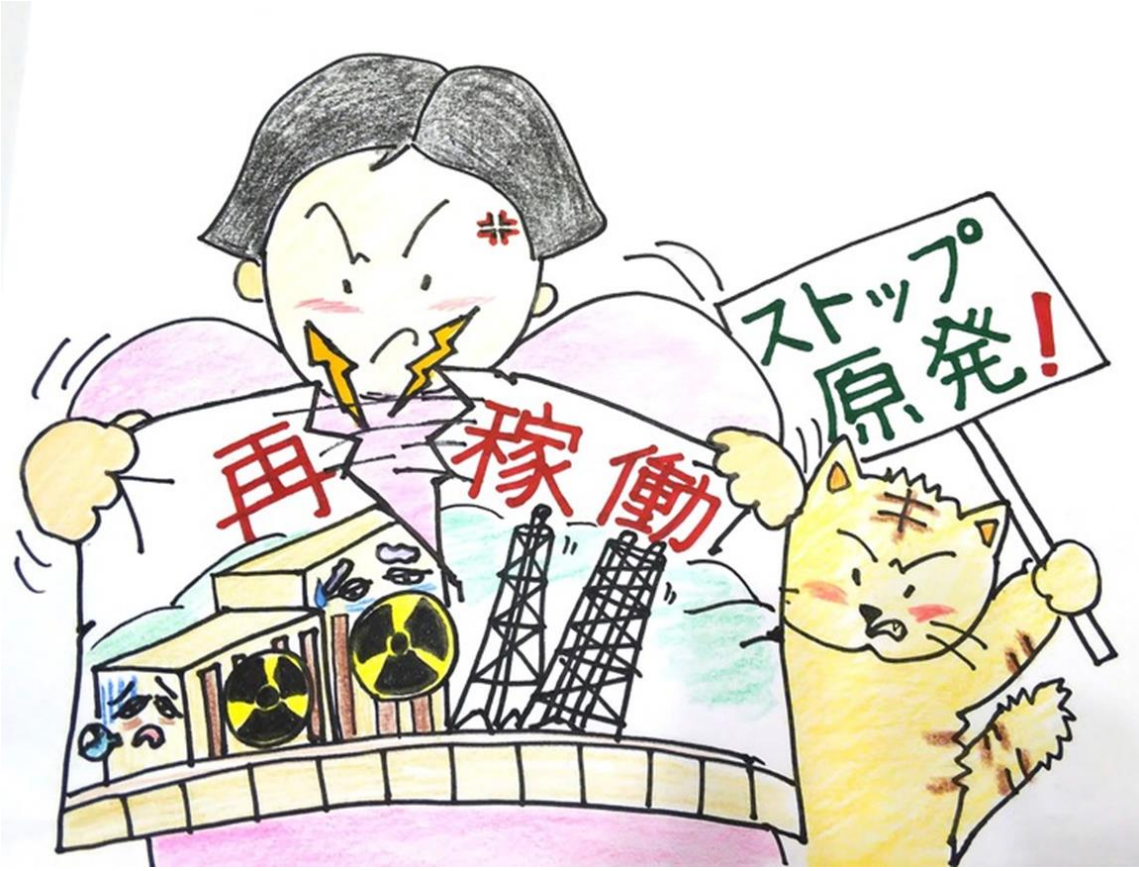

- 女川３号機の再稼働に向けた動きを止める取組み
- 乾式保管施設建設に反対する取組み